

**認可保育園に対して交付した運営費補助金は、違法な交付であるとしてその取消しを求め、また、補助金の交付決定に関与した多摩市職員に対し、損害賠償請求を行うことを求める件**

受付年月日

平成29年9月22日

請求の趣旨

認可保育園Aに対して交付した運営費補助金(平成26年12月分～平成27年3月分)は、市条例の要件を満たさない違法な交付であるとして補助金の交付を取り消し、また、違法な交付であると知りながら自ら審議者として補助金の交付決定に関与し、決裁権者をして、補助金交付決定をさせた多摩市職員に対し、損害金として損害賠償請求を行う措置を請求したものを。

結果通知日

平成29年10月4日

監査結果

監査を実施しないこととした(却下)。